

PRESS RELEASE



2025年9月25日

各 位

会 社 名 北越コーポレーション株式会社 代表者名 代表取締役社長 CEO 岸本 哲夫 (コード番号:3865 東証プライム) 問合せ先 執行役員広報室長 外川 義治 電 話 03-3245-4500

従業員持株会処分型株式給付信託の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社グループ従業員の福利厚生の増進及び当社の企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として、「従業員持株会処分型株式給付信託」(以下「本制度」といいます。)の導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度導入の目的

本制度は、従業員持株会に対して当社株式を安定的に供給すること及び信託財産の管理、処分により得た収益を従業員へ分配することを通じて、従業員の福利厚生の充実を図るとともに、従業員の株価に対する意識や労働意欲の向上を図るなど、人的資本への投資の一つとして、当社の中長期的な企業価値の向上を目指し導入するものです。

本制度は、従業員のインセンティブ・プランの一環として米国で普及している従業員向けの報酬制度である ESOP (Employee Stock Ownership Plan) 及び 2008 年 11 月 17 日に経済産業省より公表されました「新たな自社株式保有スキームに関する報告書」等を参考にして構築した従業員向けの福利厚生制度です。

また、本制度の導入にあわせて、当社は当社グループ従業員が加入する従業員持株会の奨励金 支給率を現行の10%から20%へ引き上げます。

2. 本制度の概要

本制度は、「北越コーポレーション投資会」(以下「持株会」といいます。) に加入するすべて の当社グループ従業員を対象に、当社株式の株価上昇メリットを還元するインセンティブ・プラ ンです。

本制度の導入にあたり、当社は、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社(以下「受託者」といいます。)を受託者とする「株式給付信託契約書」(以下「本信託契約」といいます。)を締結

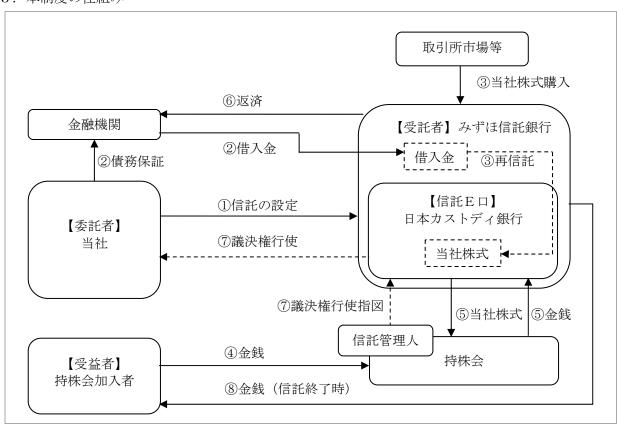
します(以下、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。)。また、受託者は株式会社日本カストディ銀行との間で、株式会社日本カストディ銀行を再信託受託者として有価証券等の信託財産の管理を再信託する契約を締結します。

株式会社日本カストディ銀行は、株式会社日本カストディ銀行に設定される信託E口(以下「信託E口」といいます。)において、今後5年間にわたり持株会が購入することが見込まれる数に相当する当社株式を予め一括して取得し、以後、持株会の株式購入に際して定期的に当社株式を売却していきます。信託E口による持株会への当社株式の売却を通じて、信託終了時までに、本信託の信託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、かかる金銭を残余財産として、受益者適格要件を充足する持株会加入者(従業員)に分配します。

また、当社は、信託E口が当社株式を取得するために受託者が行う借入に際し保証をするため、 当社株価の下落等により、信託終了時において、株式売却損相当額の借入残債がある場合には、 保証契約に基づき当社が当該残債を弁済することとなります。

なお、本信託の設定時期、金額、株式の取得方法等につきましては決定次第改めてお知らせいたします。

3. 本制度の仕組み



- ① 当社は、信託E口に金銭を拠出し、他益信託を設定します。
- ② 受託者は、金融機関から株式取得代金の借入を行います。(当社は、金融機関に対して債務保証を行います。)
- ③ 受託者は、借入れた資金を信託E口に再信託し、信託E口は当該資金で当社株式を取引所 市場等を通じて取得します。
- ④ 持株会加入者は、奨励金と併せて持株会に金銭を拠出します。

- ⑤ 持株会は、毎月従業員から拠出された買付代金をもって、信託E口から時価で当社株式を 購入します。
- ⑥ 受託者は、信託E口の持株会への株式売却代金をもって借入金の元本を返済し、信託E口が当社から受領する配当金等をもって借入金の利息を返済します。
- ⑦ 信託期間を通じ、信託E口は、信託管理人の議決権行使指図に従い、信託E口が有する当 社株式につき、議決権を行使します。
- ⑧ 本信託は信託期間の終了や信託財産の払底等を理由に終了します。信託終了時には信託の 残余株式を処分し、借入金を完済した後、なお剰余金が存在する場合、受益者適格要件を 充足する持株会加入者に分配します。

(信託終了時に、受託者が信託財産をもって借入金を返済出来なくなった場合、当社が保証債務を履行することにより、借入金を返済します。)

以 上